



五島市景観計画

久賀島景観計画

手続き編



目次

I 五島市景観計画及び久賀島景観計画の概要

| | |
|-------------|---|
| I-1. 景観計画区域 | 1 |
| I-2. 届出対象行為 | 2 |
| I-3. 景観形成基準 | 3 |
| I-4. 届出の手続き | 4 |

II 届出の対象となる行為

| | |
|------------------------|----|
| II-1 五島市全域（文化的景観地区を除く） | |
| 1. 建築物の建築等 | 5 |
| 2. 工作物の建設等 | 6 |
| 3. その他の行為 | 7 |
| II-2 文化的景観地区 | |
| 1. 建築物の建築等 | 8 |
| 2. 工作物の建設等 | 9 |
| 3. その他の行為 | 10 |

III 景観形成基準

| | |
|------------------------|----|
| III-1. 基本的な考え方 | 11 |
| III-2. 景観形成基準（五島市全域） | 12 |
| III-3. 景観形成基準（文化的景観地区） | 23 |

付属資料：届出様式

| | |
|-----------|------|
| 届出様式 | 資料-1 |
| 景観チェックシート | 資料-4 |
| 委任状 | 資料-6 |

I 章 五島市景観計画及び久賀島景観計画の概要

I-1 景観計画区域

はじめに

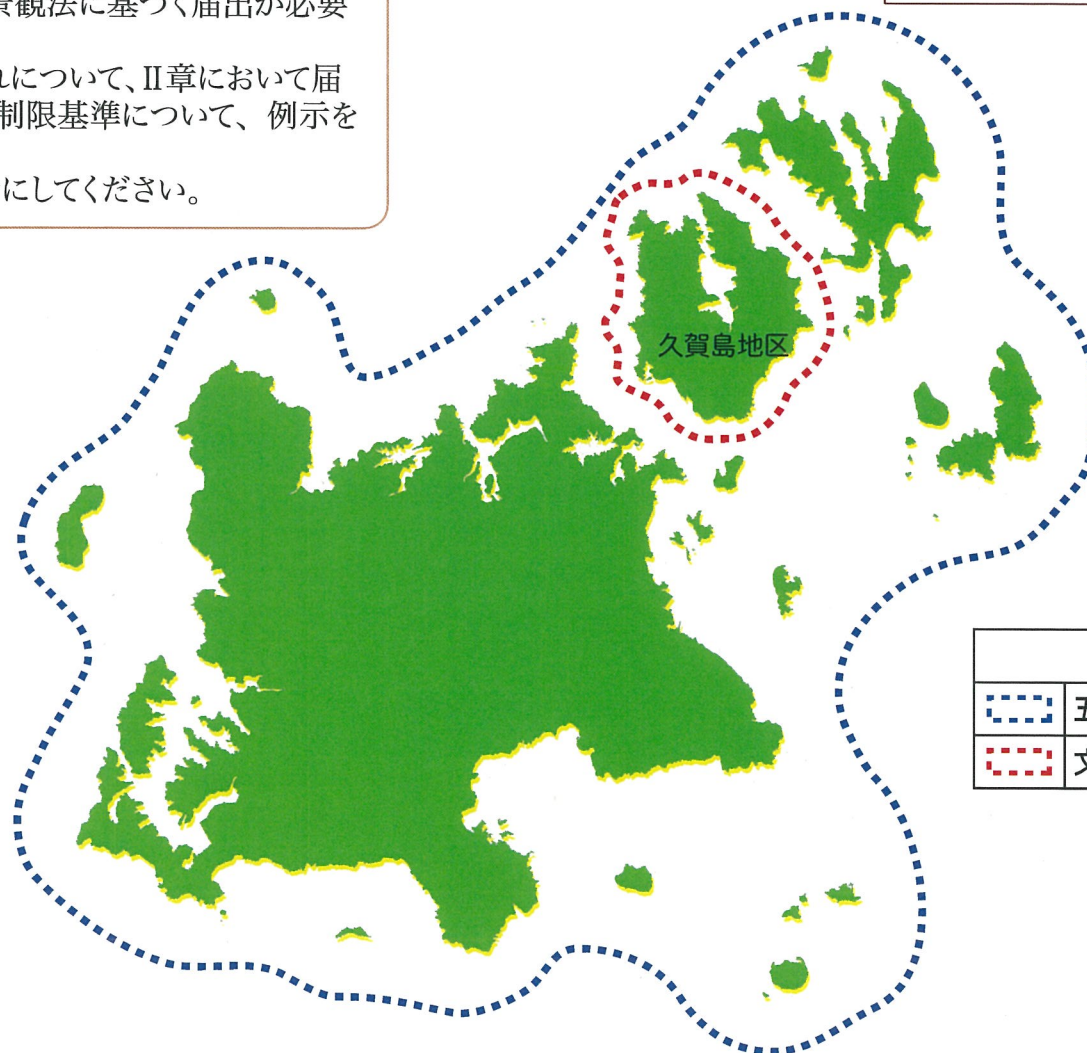
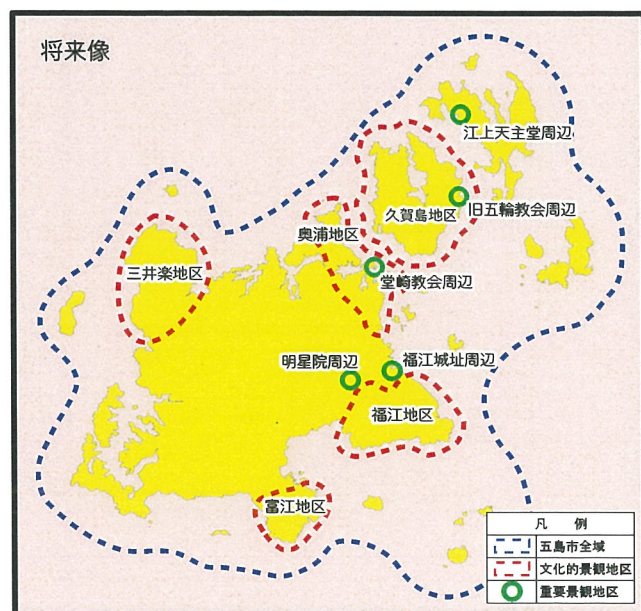
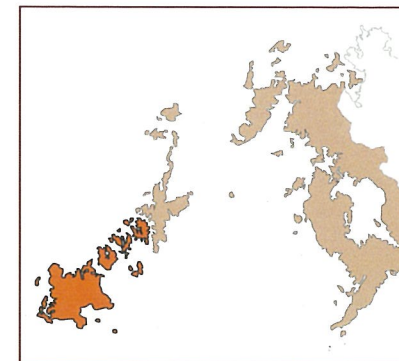
五島市は、平成20年7月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成21年に「五島市景観計画」(案)を策定し、12月「五島市景観条例」を制定、平成22年12月に「五島市景観計画」の施行しています。

また、重要文化的景観の選定を受けるため、平成23年より久賀島を「文化的景観地区」として「久賀島景観計画」を施行することになりました。

これに伴い、五島市全域において、五島市景観計画及び久賀島景観計画に定める届出対象行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要となります。

本書は、I章において届出対象行為や届出の流れについて、II章において届出の対象となる行為について、III章において行為の制限基準について、例示を示しています。

行為の計画、届出等に当たっては、本書を参考にしてください。



| 凡例 | |
|----|---------|
| | 五島市全域 |
| | 文化的景観地区 |

I-2 届出対象行為①

五島市全域

①届出対象区域

五島市全域（文化的景観地区を除く）

②届出対象行為

| 行為の種類 | | 敷地面積 | 高さ |
|----------------------|-------------|-------------------------|------|
| 建築物の建築等 | | 3,000 m ² 以上 | — |
| 工作物の建設等 | 搭状工作物類 | — | 30m超 |
| | 遊戯施設類 | | |
| | 製造・貯蓄・処理施設類 | | |
| 開発行為（都市計画法に規定する開発行為） | | 3,000 m ² 以上 | — |
| 屋外物品の堆積 | | | 5m超 |
| 土石類の採取、その他土地形質の変更 | | | 10m超 |
| 木竹の伐採 | | | — |

※開発行為は、切土・盛土又は一体の切盛土を行う造成などの行為をいい、建築物や工作物の建築・建設等に関わる場合は、それぞれの行為の届出基準に従うものとします。

| 届出が不要な行為 |
|--|
| 五島市全域のうち、都市計画区域内及び西海国立公園地域内、自然環境保全区域内の行為 |
| 建築物や工作物のうち、外観の変更となる修繕、模様替、色彩の変更でこれに係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1を超えないもの |
| 屋外物品の堆積で堆積期間が30日以内のもの |

文化的景観地区

①届出対象区域

久賀島全域（蕨小島を含む）

②届出対象行為

| 行為の種類 | | 面積 | 高さ |
|----------------------|--------|-------------------------|------|
| 建築物の建築等 ※1 | | 10 m ² 以上 | — |
| 工作物の建設等 ※2 | 搭状工作物類 | | 13m超 |
| | 遊戯施設類 | | |
| 製造・貯蓄・処理施設類 | | 1,000 m ² 以上 | — |
| 開発行為（都市計画法に規定する開発行為） | | | — |
| 屋外物品の堆積 | | | 3m超 |
| 土石類の採取、その他土地形質の変更 | | | 5m超 |
| 木竹の伐採 | | — | — |

※1 新築、増築、改築、移転は、行為に係る延べ面積外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更は、行為に係る部分の外観の面積の合計

※2 新築、増築、改築、移転は、行為に係る築造面積外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更は、行為に係る部分の外観の面積の合計

| 届出が不要な行為 |
|-----------------------------|
| ○寺社仏閣、教会等の宗教施設 |
| ○農林漁業を営むために仮設的に建設される工作物 |
| ○学校等の公共施設（高さ規定のみ適用除外／色彩は適用） |
| ○その他市長が認めた場合 |

I-2 届出対象行為②

届出の適用除外

「届出対象行為」のうち、景観法等の規定により届出の適用除外となる行為があります。主なものは次のとおりです。

- 1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
 - 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - 仮設の工作物の建設等 など
- 2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 3) 長崎県屋外広告物条例に規定する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置
- 3) 次の区域内で行われる行為
 - 都市計画区域内
 - 西海国立公園地域内
 - 自然環境保全区域内

※詳細については、

- ①景観法第16条第7項
- ②景観法施行令第8条～第10条
- ③五島市景観条例第10条

をご覧ください。

I-3 景観形成基準

五島市全域（久賀島文化的景観地区を除く）

| 区 分 | | 基 準 |
|-----------|-----------------|--|
| 基本的な考え | 眺望に配慮した立地・配置 | 大規模な建築物や工作物により主要な眺望点からのやまなみの眺望を損なわないようにする。 |
| | | 物品の堆積や土石類の採取等の行為は、主要な眺望点から直接見えないようにする。 |
| | | やむを得ず主要な眺望点から見える場合は、道路境界付近を緑化するなど遮蔽措置を講じる。 |
| 緑化・保全 | | 敷地内にオープンスペースを確保し、常緑の中高木により緑化する。 |
| | | 敷地内に防風林や高木など既存の樹木がある場合は、極力保全するように努める。 |
| 行為の制限の基準 | 建築物の建築及び工作物の建設等 | 木竹の伐採は目的に応じて必要最小限とし、巨木や高木などを極力保全するよう努める。 |
| | | 道路境界線から5m以上後退(セットバック)する。 |
| | | 巨大感や威圧感を和らげるため、大規模な連続壁面は避け適度な分節化を行うよう努める。 |
| | | 使用できる色彩の範囲は、全ての色相において彩度6以下とする。 |
| | | 敷地面積の3%以上の緑地を設ける。 |
| | | 塀やさくは生垣などの自然素材を用いるよう努める。 |
| | | 道路境界部分に駐車場を設ける場合は、車の出入に支障ない範囲で緑化に努める。 |
| | 開発行為 | 連続した法面が生じる切り盛りを避け、法面を緑化する。 |
| | 屋外物品の堆積 | 主要な眺望点から見える場合は、敷地境界線から極力後退(セットバック)し緑化する。 |
| | | 堆積高さを極力低く抑え、整然と配置する。 |
| | 土石類の採取等 | 主要な眺望点から見える場合は、緑化により採取法面が見えないようにする。 |
| 採取後は緑化する。 | | |
| 木竹伐採 | 伐採後は緑化する。 | |

久賀島文化的景観地区

景観形成方針

久賀島の景観は島民の生業や信仰、暮らしの営みによって成り立っています。この景観を後世の子孫に引き継いでいくためには、久賀島の人々の暮らしを支えてきた自然環境、生活環境、生業を守っていくことが求められます。これまでに島民が自然に守ってきた建築物や工作物に関する暗黙のルールを明文化することにより、島民の生活環境を守り、これからも久賀島の暮らしや信仰の営みが安心して継続されていくことを目指します。

| 区 分 | | 基 準 |
|---------|-------|---|
| 建築物・工作物 | 位 置 | 集落においては、地形・樹木を大切にし既存の建築物との調和および連続性に配置する。 |
| | 高 さ | 建築物および工作物の高さは10m以下とする。 |
| | 色 彩 | 建築物および工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 |
| | | 使用する色数はできる限り少なくする。 |
| | 形 態 匠 | 建築物および工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 |
| | | 建築物および工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 |
| | 緑 化 | 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。 |
| | 石積み | 既に石積みがある場合は、出来る限りその保全を図る。 |

I-4 届出手続きの流れ

